

南城市立船越小学校創立80周年記念事業実行委員会会則(案)

第1章 総 則

(名称・事務局)

第1条 本会は、南城市立船越小学校創立80周年記念事業実行委員会(以下「実行委員会」という)と称し、事務局を船越小学校に置く。

所在地 南城市玉城字船越960番地

名 称 南城市立船越小学校 電話 098-949-7108

(組 織)

第2条 本会は、船越小学校PTA会員、卒業生及び本会の趣旨に賛同する者をもって組織する。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、南城市立船越小学校創立80周年の記念事業を達成することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 記念式典に関する事
- (2) 記念誌の発刊に関する事
- (3) 教育環境の整備と充実に関する事
- (4) その他、本会の目的達成に必要な事項に関する事

第3章 役 員

(役 員)

第5条 本会には次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	2名(1名はPTA会長を充てる)
事務局長	1名
事務局次長	1名
書記・会計	2名
各専門委員長	1名
各専門副委員長	1～2名

(顧問)

第6条 本会に若干名の顧問を置く。顧問は、本会の諮問に応ずる。

(役員の選出)

第7条 役員の選出は次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、監事は総会で選出する。
- (2) 各正副委員長、事務局長、事務局次長、書記会計は会長が委嘱する。

(役員の職務)

第8条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会を代表して会を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序でその職務を代理するとともに、又はその職務代行をする。
- (3) 専門委員会委員長は、本会の事業の企画運営(実践活動)をする。
- (4) 事務局長は事務局を統括し、会長の指示を受け書記・会計を掌握する。

(監事)

第9条 本会に監事3名を置く。監事は実行委員会の経費運用に関し、次の各号に規定する業務を行う。

- (1) 実行委員会の経費の状況を監査すること
- (2) 経費の運用状況又は業務の執行について、役員会及び解散総会の場で報告すること。

(専門委員会の職務)

第10条 第4条の事業を遂行するため専門委員会を組織し、次の職務を行うものとする。

- (1) 総務委員会 ……式典、記念事業の企画立案と各委員会との連絡調整をすること。
- (2) 財務委員会 ……実行委員会の財務、予算、決算に関すること、募金計画と募金活動に関すること。
- (3) 記念誌編集委員会 ……記念誌の編集・発刊に関すること。
- (4) 事業計画委員会 ……記念事業の遂行及び学校内の環境整備等に関すること
- (5) 事務局 ……実行委員会役員会との調整、各委員会との連携及び連絡調整、対外的な折衝事項に関すること。

(役員の任期)

第11条 本会の役員の任期は、事業完了までの期間とする。

(役員報酬)

第12条 書記・会計は有給とし、その他の役員は無償で誠意と奉仕の精神で職務を遂行するものとする。

第4章 会 議

(総会)

第13条 総会は、第2条で規定する者で構成し、本会の最高議決機関とする。

- (1) 総会は会長が招集する。(実行委員会総会は学校長並びにPTA会長が招集する)
- (2) 総会の議長は会員の中から選出し、議事は出席者の過半数でもって決議する。
- (3) 総会は、次の事項を行う。
 - ① 会則の制定及び改廃
 - ② 会長、副会長及び監事の選出
 - ③ 予算及び決算の承認
 - ④ 事業計画の承認
 - ⑤ その他の必要な事項

(評議員会)

第14条 評議員会は、第5条で規定する役員及び各専門委員、PTA各支部の支部長で構成し、会長が招集する。

- (1) 総会から委嘱された事業及び緊急かつ重要な案件を審議決定する。
- (2) 会長が必要に応じて招集することができ、総会に代わる議決機関である。

(役員会)

第15条 役員会は第5条で規定する者で構成し、次の事項を行う。

- (1) 総会の決議事項の遂行にあたる。
- (2) 企画運営を図るとともに事業を推進する。

(専門委員会)

第16条 専門委員会は会長が委嘱した者で構成し、総会の決議を得て、次の事項を行う

- (1) それぞれが委託された事業について、具体的計画を立て、推進する。

(解 散)

第17条 本会の解散は、記念事業終了後の解散総会で決議されたときをもって解散とする。

第5章 経費及び会計

(経費の構成)

第18条 本会の経費は次のとおりとする。

- (1) 寄附金等
- (2) 積み立て金
- (3) その他の収入

(経費の管理)

第19条 本会の経費は、会長の監督のもと会計担当が管理・保管する。

(事業の収支に係る予算)

第20条 本会の事業の収支に係る予算は、実行委員会総会場で承認を得るものとする。

(収支決算)

第21条 本会の収支決算は、会長及び副会長の監督・承認のもと、会計担当で作成し、評議員会及び役員会での審議の後、監事の監査を受け、実行委員会解散総会場で承認を得るものとする。

(権利の放棄)

第22条 本会の会計期間は、本会の結成より事業完了（解散）までとする。

(余剰金の処分)

第23条 本会の事業完了後、余剰金が生じた場合は学校へ寄附する。

第6章 補 則

(書類及び帳簿の備付等)

第24条 本会には、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、評議員会並びに総会の承認を得た場合、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りではない。

- (1) 役員の名簿並びに組織図
- (2) 寄附者名簿
- (3) 趣意書
- (4) 金銭出納簿（収入支出に関する帳簿）
- (5) 会議録（役員会、評議員会及び総会の議事に関する書類）
- (6) 事務局作成資料並びに外部発送書類等
- (7) 預金通帳等
- (8) その他必要な書類及び帳簿

附 則

この会則は、令和7年3月25日より施行する。